

制 度 名	健全育成等条例事務処理特例交付金	主管課名	青少年家庭課 青少年 G		
		問合せ先	029-301-2183		
目的・趣旨	「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」第 2 条の表 1 の項第 1 号から 10 号に掲げる事務の経費に対し、「茨城県事務処理特例交付金交付要項」第 3 条により交付金を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」第 2 条の表 1 の項第 1 号から 10 号に掲げる事務 (1) 条例第 17 条第 3 項の規定による命令（有害図書陳列場所変更の命令） (2) 条例第 20 条第 1 項の規定による自動販売機等の設置の届出の受理 (3) 条例第 20 条第 2 項の規定による自動販売機等の変更の届出の受理 (4) 条例第 20 条第 3 項の規定による自動販売機等の廃止の届出の受理 (5) 条例第 29 条の規定による措置命令（有害広告物の除去・内容変更命令） (6) 条例第 41 条第 1 項の規定による茨城県青少年健全育成審議会の意見聴取（(5)の措置命令に係るものに限る。(7)及び(8)に同じ。） (7) 条例第 41 条第 2 項の規定による茨城県青少年健全育成審議会への報告 (8) 条例第 42 条の規定による申出の受理 (9) 条例第 43 条の規定による茨城県青少年健全育成審議会の意見聴取（(1)の命令及び(5)の措置命令に係るものに限る。） (10) 条例第 44 条第 1 項の規定による立入調査等</p> <p>[対象経費及び交付金算定基準] ○ 自動販売機等の届出の受理に要する経費（上記権限移譲している事務のうち、(2), (3), (4)） （均等割 9,000 円＋件数割<7,640 円×届出受理件数>）（予定・変更の可能性有り） ○ 立入調査に要する経費（上記権限移譲している事務のうち、(10)） （均等割 17,000 円＋件数割<1,910 円×立入調査件数>）（予定・変更の可能性有り）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
・水戸市外 43 市町村 ※交付金算定基準等に従い、交付する。		—	10/10	—	—
[2 年度当初予算額] 1,473 千円		[2 年度補助対象団体] 水戸市外 43 市町村			
[備考] 県内全市町村に移譲済み。					